

利益相反管理方針

バンクオブニューヨークメロン証券株式会社

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反の発生するおそれが存在しています。

こうした状況の中で、バンクオブニューヨークメロン証券株式会社（以下「当社」）においても、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）に基づき、関東財務局より登録を受けている第一種金融商品取引業者ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制として求められる利益相反管理方針（以下「本方針」）を策定しました。なお、当社は、日本証券業協会会員でもあります。

また、当社は、ニューヨークメロン銀行グループの一員として、本方針に加え、同グループのグローバルポリシーに従った利益相反管理も行っています。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社又は当社の親金融機関等（下記 3 に定義します。）が行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）をいいます。

利益相反は、①当社及び/又は当社の親金融機関等とお客さまの間の利益相反、又は②当社及び/又は当社の親金融機関等のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

「お客さま」とは、当社の行う「金融商品関連業務」に関して、①既に取引関係のあるお客さま、又は②取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。

「金融商品関連業務」とは、当該証券会社の行う金融商品取引業及び金融商品取引法 35 条 1 項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の種類・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

- お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合
- お客さまの犠牲により、当社又は当社関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合。
- お客さまとの取引の結果、当該取引から直接得られる利益とは明確に区別される利益を取得する場合。
- お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合。
- お客さまと同一の業務を行っている場合。
- お客さま以外の者との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る場合、又は将来得ることになる場合。
- 当社又は当社関係者が保護すべきお客さまを相手方とする取引をする場合。
- 当社又は当社関係者が保護すべきお客さまの取引相手の側に立つ取引をする場合。
- 当社又は当社関係者が保護すべきお客さまの取引相手との間の、お客さまと競合する取引をする場合。
- 当社又は当社関係者が保護すべきお客さまの非公開情報の利用等を通じ、自己の利益を得る取引をする場合。
- 当社又は当社関係者が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見込み取引と同様の条件の見込み取引が期待できない場合。

なお、当社は、金融商品取引法その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」をいたしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢に従い行います。

また、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社および当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

(3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

- 競合関係又は対立関係にある複数のお客さまに対し、金融サービスを提供する場合。
(お客さまに対して、善管注意義務や忠実義務を負う類型)
- 競合関係又は対立関係にある複数のお客さまに対し、金融サービスを提供する場合
(一方当事者へのサービスが特定されている場合で、他のお客さまに対して競合する場合、善管注意義務や忠実義務を負う前段階の類型)
- 有価証券に係るお客さまの潜在的な取引情報を知りながら、当該有価証券について自己勘定取引を行う場合。(お客さまの情報を利用して利益を得る類型)
- 不良資産に係る情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行う場合。(お

客さまの情報を利用して利益を得る類型)

○自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、お客さまに推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客さまの資産に組入れる場合。(自己・利害関係者利得型) (○利害関係者が発行又は組成する有価証券を、お客さまに推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客さまの資産に組入れる場合。更に、これらについて自己がバック・ファイナンスを行っている場合。(自己・利害関係者利得型) ○広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる場合(当社のグループ関連会社が当社に注文を出す場合等)(自己・利害関係者利得型、他と同一条件の取引が期待できない類型)

○他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合。(お客さまの利益を害して、自己が利益を得る類型)

○当社従業員が、お客さまの利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興(非金銭的なものを含む。)の供応を受ける場合。(利益相反のおそれのある取引に至る前段階の取引類型)

○運用を受託しているお客さまの資産に係る売買注文を当社が受注する場合。

○運用を受託しているお客さまの資産を利用して、グループ関連会社と取引を行う場合。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記1(1)のとおり、対象取引は、当社又は当社の親金融機関等が行う取引です(当社の親金融機関等のことを「当社関係者」といいます。)

「親金融機関等」とは、当社の①親法人等、②親法人等の子法人等、③親法人等の関連法人等、④特定個人株主に係る子法人等・関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該お客さまの保護を適正に確保いたします(次に掲げる方法は具体例であり、下記の措置を必ずしも講じるとは限りません。)

○対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

○対象取引又は当該お客さまとの取引の条件又は方法を変更する方法

○対象取引又は当該お客さまとの取引を中止する方法

○対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当社又は当社の親金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理責任者の設置および責務

当社はコンプライアンス部に利益相反管理責任者を置き、利益相反に関する管理を致します。

利益相反管理責任者はいかなる他の部門の責任者からも具体的な業務についての指示を受けません。

利益相反管理責任者は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

利益相反管理責任者は、子金融機関等の対象取引を含め、定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

利益相反管理責任者は、お客様の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、業務担当部署に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。

利益相反管理責任者は、利益相反のおそれのある取引の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成の日から5年間それを保存します。

利益相反管理責任者は、当社、ならびに当社グループ関連会社の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた業務運営の手続に関する研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理についての周知徹底いたします。

(2) 利益相反管理ワーキング・グループの設置および責務

本邦でのグループ関連会社間における利益相反を管理するため、グループレベルでの利益相反管理ワーキング・グループを設置するものとします。

利益相反管理責任者は、四半期ごとに、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」を利益相反管理ワーキング・グループに報告します。利益相反管理ワーキング・グループは利益相反のおそれのある取引について適切に管理されているかを検証し、その結果をグループレベルのジャパン・リスク・コミッティーに報告します。ただし、経営に重大な影響を与える、又はお客様の利益が著しく阻害される事項については、速やかに利益相反管理ワーキング・コミッティーに報告いたします。

(3) 監査部による内部監査

当社の内部監査部は、利益相反管理責任者に係る人的構成及び業務運営体制等について、定期的に検証いたします。

6. 公表

当社利益相反管理方針に関しては公衆の縦覧に供するものとします。

当方針の制定および改廃は取締役会の決議事項とします。

当方針は平成21年6月1日より施行いたします。

問う方針は平成24年10月26日に改定されました。